第３０号議案

豊川市国民健康保険条例及び豊川市遺児の育成をはかる手当条例の一部改正について

豊川市国民健康保険条例及び豊川市遺児の育成をはかる手当条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成２９年２月２３日提出

豊川市長　山　脇　　実

豊川市国民健康保険条例及び豊川市遺児の育成をはかる手当条例の一部を改正する条例

（豊川市国民健康保険条例の一部改正）

第１条　豊川市国民健康保険条例（昭和３６年豊川市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第５条第２号中「第６条の４第１項」を「第６条の４」に改める。

（豊川市遺児の育成をはかる手当条例の一部改正）

第２条　豊川市遺児の育成をはかる手当条例（昭和４４年豊川市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項第３号中「第６条の４第１項」を「第６条の４」に改める。

附　則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

理　由

この案を提出するのは、児童福祉法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。